



## 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

●国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。

●ご家族の保険料も控除の対象です。

- ・生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付した場合、納付した方の社会保険料控除の対象にできます。

●お問い合わせ

(1) 日本年金機構ホームページ

- ・控除証明書相談チャット以外にも、日本年金機構ホームページに、以下を掲載しています。

- ①控除証明書の見方
- ②控除証明書に関するQ&A など

- ・右の二次元コードよりぜひご利用ください。

(<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/koujo2024.html>)

二次元  
コード

(2) ねんきん加入者ダイヤル

TEL : 0570-003-004 (ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけになる場合は (東京)03-6630-2525

<受付時間> 月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

\*土日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は  
利用できません。

●令和6年中に納付した保険料は令和6年分として申告できます。

- ・10月1日から12月31日までに、「納付状況の内訳」欄に「済」又は「見」が表示された納付対象月以外の保険料を納付した場合は、控除証明書に加えて領収証書を添付のうえ、合算して申告してください。

●e-Taxで簡単に確定申告可能な電子版の控除証明書が便利です。

(環境に優しいペーパーレス化にご協力ください。)

- ・マイナポータルからねんきんネットを利用し、電子送付の希望登録を行うことで、来年以降、継続的に控除証明書を電子版で受け取ることができます。

- ・令和6年分の電子版を受け取りたい場合は、マイナポータルからねんきんネットを利用し、電子版の再交付申請を行ってください。

- ・電子送付の登録を行うと、紙の郵送がなくなります。

※詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

([https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu\\_kojin.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html))

二次元  
コード

●再交付(紙・電子)の申請は『ねんきんネット』へ

- ・あとから納付した保険料額を反映した控除証明書が必要な方や、添付すべき領収証書をなくした方は、再交付申請を行ってください。

- ・ねんきんネットを利用すると、簡単に申請ができますので、右の二次元コードよりぜひご利用ください。

([https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/))

二次元  
コード

### ●前納した国民年金保険料の社会保険料控除

前納した国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合は、以下のどちらかを選択してください。

(1) 全額を納付した年に控除(まとめて申告する場合)

本証明書の「令和6年中の納付済保険料額」(表面下部)に記載されている合計額が証明額となります。

申告の際には、この欄に金額が記載されているすべての証明書を添付等してください。

(2) 各年分の保険料に相当する額を各年に控除(3年分に分けて申告する場合)

各年に分けて申告する場合、各年の控除額は下表の例のように算出されます。申告の際には、各年の控除対象額が記載された証明書1枚を切り取って添付等してください。

(2)の方法で控除を受けた場合、(1)の方法に戻すことはできません。また、令和7年に令和7年分と令和8年分をまとめて控除することもできません。

※本証明書は、最大3年間使用しますので、大切に保管してください。

[例] 各年分の保険料に相当する額を各年に控除する場合

控除対象額	例1 口座振替で24か月分(令和6年4月分から令和8年3月分) 397,290円を前納した場合	例2 納付書で20か月分(令和6年8月分から令和8年3月分) 335,360円を前納した場合
①令和6年	(令和6年4月から令和6年12月までの9か月分) 397,290円×9か月/24か月=148,984円	(令和6年8月から令和6年12月までの5か月分) 335,360円×5か月/20か月=83,840円
②令和7年	(令和7年1月から令和7年12月までの12か月分) 397,290円×12か月/24か月=198,645円	(令和7年1月から令和7年12月までの12か月分) 335,360円×12か月/20か月=201,216円
③令和8年	(令和8年1月から令和8年3月までの3か月分) 397,290円 - ① - ② = 49,661円	(令和8年1月から令和8年3月までの3か月分) 335,360円 - ① - ② = 50,304円

※ 控除額を計算する過程で生じる端数は、1円未満を切り上げます(最終年を除く)。最終年の控除額は、残りの金額を控除額とします。

#### [注意事項]

- 「①納付済額」は、令和6年1月1日から令和6年9月30日までに納付した保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。
  - ・国民年金第1号被保険者ではない場合
  - ・令和7年3月または令和8年3月までの保険料を前納している場合
  - ・令和6年4月から8月分の保険料に未納期間がある場合(口座振替者・クレジット納付者を除く)

など

#### [注意事項]

- 「①納付済額」は、令和6年1月1日から令和6年9月30日までに納付した保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。
  - ・国民年金第1号被保険者ではない場合
  - ・令和7年3月または令和8年3月までの保険料を前納している場合
  - ・令和6年4月から8月分の保険料に未納期間がある場合(口座振替者・クレジット納付者を除く)

など

#### [注意事項]

- 「①納付済額」は、令和6年1月1日から令和6年9月30日までに納付した保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。
  - ・国民年金第1号被保険者ではない場合
  - ・令和7年3月または令和8年3月までの保険料を前納している場合
  - ・令和6年4月から8月分の保険料に未納期間がある場合(口座振替者・クレジット納付者を除く)

など